

# 選定療養費改定のお知らせ

「選定療養費」とは「初期の治療は地域の医院・診療所（かかりつけ医）で、高度・専門医療は特定機能病院で行う」という、医療機関の機能分担の推進を目的に、厚生労働省により定められた制度です。

当院は、高度・専門医療を提供する「特定機能病院」です。受診を希望される場合は、他の医療機関からの紹介状を持参していただくことを原則としております。

国の制度見直しにより、「初診時・再診時選定療養費」を令和4年10月1日から下記のとおり変更いたします。ただし、保険給付から一定額を差し引くため、病院収入の合計に変わりません。

		現行 (令和4年9月30まで)		改定後 (令和4年10月1日から)
初診時選定療養費 紹介状を持参せず受診された場合	医科	8,800円	→	<b><u>11,000円</u></b>
	歯科	3,300円	→	<b><u>5,500円</u></b>
再診時選定療養費 他の医療機関へ文書により紹介した患者さんが、紹介状なしで再度当院を受診された場合	医科	2,750円	→	<b><u>3,300円</u></b>
	歯科	1,650円	→	<b><u>2,750円</u></b>

※消費税分が含まれます。

※緊急やむを得ない場合等、ご負担を求めない場合があります。